

8 公害年表

(1) 明治～平成2年度

年 月	事 項
明10年5月	○鋼折、鍛冶、湯屋三業者心得方（鉄加工業、かじや、風呂屋は人家の密集していない所へ移転すること、近隣住民の承諾書をとること等を規程） 制定
17年	○煤煙取締令（島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止） 制定
21年	○煤煙発生工場の建設禁止令（旧大阪市内に煙突を立てる工場建設を禁止し、既設工場は東成郡、西成郡に強制移転） 制定
29年2月	○製造場取締規則（製造場に対し、公害に係る許可制をとり入れたもので、我が国で最初に「公害」という用語を使用） 制定
4月	○河川法 制定
39年11月	（大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生「被害者37名社会問題化」）
44年3月	○工場法 制定
大 9年12月	○工場取締規則（ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害するおそれのあるときは、設備の変更及び禁止を命令） 制定
昭 7年6月	○煤煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙発散を禁止した我が国初のばい煙排出規制令） 制定
23年7月	○へい獣処理場等に関する法律 制定
25年8月	○大阪府事業場公害防止条例 制定
29年4月	○大阪府事業場公害防止条例 制定（全面改正）
31年6月	○工業用水法 制定
32年6月	○自然公園法 制定
33年3月	○大阪国際空港米軍より全面返還「大阪空港」と告示
4月	○下水道法 制定
12月	○公共用水域の水質の保全に関する法律制定 ○工場排水等の規制に関する法律 制定
34年1月	○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（大阪市地域）
3月	○工場立地法 制定
7月	○「大阪空港」を「大阪国際空港」と改称 告示（空港設備法の第1種空港に指定）
36年4月	○商工部に公害課 設置
10月	○中小企業公害防止資金特別融資制度 創設
12月	○大気汚染濃度測定 開始（二酸化鉛法による硫酸酸化物）
37年5月	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 制定
6月	○ばい煙の排出の規制等に関する法律 制定
38年1月	○水質保全法に基づく水域 指定（淀川上流）
7月	○ばい煙規制法に基づく地域 指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準 設定
10月	○大阪府公害対策審議会 設置
39年6月	○大阪国際空港 ジェット機就航
7月	○近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律 制定 ○ばい煙等の人体影響調査 開始
10月	（東海道新幹線開通）
40年6月	○公害防止事業団法 制定
10月	○大阪府事業場公害防止条例 制定（全面改正） ○工業用水法に基づく地下水の採取 既成（北摂地域）
11月	○水質保全法に基づく水域 指定（大和川）

年 月	事 項
昭40年11月	○阪神広域スモッグ対策実施要綱 制定 ○夜間(23時～6時)ジェット機離着陸禁止
12月	○条例に基づき規制基準 制定(ばい煙、粉じん)
41年4月	○企画部に公害室(企画調整課、指導課)を設置し、衛生、商工両部の業務を引き継ぐ
5月	○大阪府公害対策推進本部 設置
6月	○工業用水法に基づく地下水の採取 規制(東大阪地域)
9月	○新車の排出ガス規制実施(CO濃度3%)
42年6月	○下水道整備緊急措置法 制定 (阿賀野川有機水銀中毒事件の被害者、昭和電工を相手に訴訟提起(四大公害訴訟の第1号、46年9月判決))
8月	○公害対策基本法 制定 ○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 制定 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 制定
9月	(四日市市のぜん息患者、昭和四日市石油など第一コンビナート関係6社を相手に訴訟提起(47年7月判決))
43年3月	(イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起(47年8月判決))
4月	○自動車排出ガスアイドリング調整、府民運動 展開
6月	○大気汚染防止法、騒音規制法 制定 ○都市計画法 制定
8月	○厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
9月	○公害監視センター(庶務、監視、検査各課及び調査室) 設置
11月	○大気汚染防止法に基づく指定地域に係る排出基準 設定
44年2月	○二酸化硫黄の環境基準 閣議決定
4月	○水質保全法に基づく水域 指定(淀川下流、神崎川、寝屋川、大阪市内河川)
6月	○騒音規制法に基づく地域 指定(17市) ○ブルースカイ計画(第1号)制定 ○新車の排出ガス規制 強化(CO濃度2.5%) (水俣病患者家庭互助会の一部、チッソを相手に訴訟提起(48年3月判決))
7月	○大気汚染防止法に基づく特別排出基準 設定(SOxのK値強化)
10月	○大阪府公害防止条例 制定 ○ブルースカイ計画(第2号)策定
11月	○航空機騒音軽減措置 告示
12月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法 制定 ○大阪国際空港公害訴訟提起(46年6月第2次、46年11月第3次提起、49年2月第1審判決(大阪地裁)、49年12月第4次提起、50年11月控訴審判決(大阪高裁)、56年12月上旬審判決(最高裁)、57年5月第5次提起、59年3月和解成立(第4、5次提起))
45年2月	○一酸化炭素環境基準 閣議決定 ○大阪国際空港B滑走路(3,000m)供用開始
3月	○条例に基づく規制基準 設定
4月	○公害室を企画調整、大気、水質騒音の3課に拡充 ○水質汚濁に係る環境基準 閣議決定 ○騒音規制法に基づく地域 指定(7市)
5月	○水質汚濁に係る環境基準強化(総水銀、大腸菌群数の追加等)
6月	○公害紛争処理法 制定

年 月	事 項
昭45年 7月	(我が国最初の光化学スモッグ東京都に発生) ○光化学スモッグ暫定対策実施要綱 制定 ○自動車排出ガスの量の許容限度 改正 (使用過程車)
8月	○水質保全法に基づく指定水域に健康項目の水質基準 追加 ○自動車排出ガス街頭検査初めて実施
9月	○水質環境基準の水域類型指定 (淀川ほか19河川) ○大阪府公害対策本部 設置
11月	○生活環境部設置に伴い、公害室を移管 企画調整課を公害対策課に改称 ○生活環境部に環境整備課新設 ○大阪府公害審査会 設置 ○阪神広域大気汚染対策実施要綱制定
12月	(カドミウム環境汚染問題 発生(八尾地区等)) ○水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の公害関係14法 制定・改正
46年 2月	○大阪産業廃棄物処理公社設立
3月	○大阪府公害防止条例 制定 (全面改正) ○大阪府公害対策審議会設置
4月	○バス専用・優先レーン対策 実施 ○騒音規制法に基づく地域 指定 (7市1町)
5月	○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 制定 ○騒音に係る環境基準 閣議決定
6月	○悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 制定 ○大気汚染防止法に基づき有害4物質について排出基準 設定 ○土壌汚染防止法で規制する特定有害物質としてカドミウムを指定
7月	○環境庁 設置
8月	○光化学スモッグ被害 本府に初めて発生
9月	○条例に基づき排出・設備・燃料・原料基準 設定 ○条例に基づき地下水の採取規制地域 設定 (東大阪地域)
10月	○大阪府水質審議会設置
11月	○新ブルースカイ計画 策定 ○大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱 制定 ○阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ○硫黄酸化物緊急時対策実施要綱 制定 ○浮遊粒子状物質緊急時対策実施要綱 制定 ○二酸化窒素緊急時対策実施要綱 制定 ○阪神広域大気汚染硫黄酸化物緊急時対策実施要綱 制定 ○大気汚染防止法に基づき燃料使用基準 設定 ○BHCの使用全面禁止 (農業取締法の一部改正による)
12月	○水質環境基準の水域類型 指定 (大阪湾等) ○公害室水質騒音課を水質課に改称、特殊公害課 新設 ○環境庁長官「環境保全上緊急を要する航空機騒音について(22時～7時の飛行禁止)」 運輸大臣に勧告(47年3月運輸大臣、環境庁長官に措置について報告)
47年 1月	○浮遊粒子状物質環境基準 告示
4月	○郵便機を除く夜間(22時～7時)航行規制 実施

年 月	事 項
昭47年 4月	○騒音規制法に基づく地域 指定（11町2村） （PCB環境汚染問題発生（豊中市））
6月	○オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領 制定 ○自然環境保全法制定、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法 改正（無過失責任規程）
10月	○自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスクー法） 告示 ○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（畜舎等） ○土壌汚染防止法で規制する特定有害物質として銅を追加 ○自動車排出ガスの量の許容限度 改正（使用過程車の規制）
12月	○大阪地域公害防止計画 策定 ○騒音に係る環境基準の類型指定 告示 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（48年度規制） ○環境庁長官「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について」運輸大臣に勧告
48年 1月	○自動車排出ガス減少装置の取付け義務化 告示（道路運送車両法改正）
2月	○大阪国際空港公害調停、公害等調整委員会に申請（51年1月まで9団体申請）
3月	○大気環境容量の具体的数値 発表 ○水質環境基準の水域類型 指定（石津川等泉州20河川） ○大阪府自然環境保全条例 制定
4月	○衛生部に環境保健課 設置 ○悪臭防止法に基づき指定地域 規制基準 設定
5月	○大気汚染に係る環境基準 告示
6月	○環境月間 創設（毎年6月）
8月	○大気汚染防止法に基づき窒素酸化物の排出基準 設定
9月	○大阪府環境管理計画 策定 ○都市緑地保全法 制定
10月	○瀬戸内海環境保全臨時措置法 制定 ○公害健康被害補償法 制定
12月	（関西電力多奈川第二火力発電所の建設禁止訴訟提起、52年2月建設禁止を操業禁止に変更、59年2月第1審判決（大阪地裁）、61年8月和解） ○航空機騒音に係る環境基準 告示
49年 1月	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（50年度規制） ○大気清浄化第1次重点工場に係る窒素酸化物削減計画 策定
2月	○郵政省、大阪国際空港における深夜便飛行廃止 決定
3月	○大気汚染防止法の規程による排出基準及び水質汚濁防止法の規程による排水基準を定める条例（上乗せ条例） 制定 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 改正 ○大阪国際空港周辺整備計画 策定（大阪府、兵庫県両知事）
4月	○公害監視センターの検査課を大気検査、水質検査、騒音検査の3課に拡充 ○府警察本部防犯部に公害課 新設 ○環境科学センター設立準備室 設置 ○大阪国際空港周辺整備機構 設立
5月	○関西電力㈱と多奈川第二発電所の建設に伴う公害等防止協定 締結 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（軽油車のジーゼル黒煙等）
6月	○国土利用計画法 制定
7月	○大阪府産業廃棄物処理計画策定

年 月	事 項
昭和49年 9月	○騒音に係る環境基準のAA地域（周辺に療養施設などがあり特に静穏を要する施設）指定
10月	○水銀についての水質環境基準、排水基準 強化
11月	○水質汚濁負荷量削減計画（有機性汚濁物質） 策定（上乗せ排水基準の規制強化）
12月	○硫酸酸化物に係る総量規制地域 指定（大阪市、堺市等） ○阪和広域大気汚染対策実施要綱 制定 ○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（旅館等）
50年 1月	○大気浄化計画第2次重点工場に係る窒素酸化物削減計画 策定 ○全固定発生源に対する窒素酸化物削減実施計画 策定 ○条例に基づき地下水の採取規制区域 設定（泉州地域） ○自動車走行総量抑制策に関する提言（自動車問題研究班から）
2月	○PCBを水質環境基準、排水基準に追加 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定（51年度規制）
4月	○土壌汚染防止法で規制する特定有害物質としてヒ素を追加
7月	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準 閣議決定
10月	○水質環境基準の水域類型 指定（芥川等13河川）
12月	○石油コンビナート等災害防止法 制定 ○硫酸酸化物に係る総量規制地域 第2次指定（岸和田市等）
51年 1月	○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（浄水施設等） ○下水道法 一部改正 ○瀬戸内海環境保全臨時措置法 一部改正（効力期限の2年延長）
6月	○振動規制法 制定 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一部改正
7月	○航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域 指定
11月	○建築基準法 一部改正（日影規制基準の設定等）
12月	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域 指定 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定
52年 3月	○悪臭防止法に基づく指定地域、規制基準 改正
5月	○大阪国際空港エアバス就航
6月	○大気汚染防止法施行規制 一部改正（窒素酸化物第3次規制等）
9月	○硫酸酸化物総量削減計画、総量規制基準、燃料使用基準 告示
11月	○振動規制法に基づく指定地域、規制基準 告示
12月	○工業用水法施行令 一部改正（泉州地域の一部を指定地域に指定）
53年 1月	○自動車排出ガス昭和54年規制 告示
3月	○大阪地域公害防止計画 再策定
6月	○公害健康被害補償法施行令 一部改正（東大阪市、八尾市の一部を第1種地域に指定） ○瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法を一部改正する法律 制定
7月	○二酸化窒素に係る環境基準 告示（改訂）
10月	○建築基準法施行令 一部改正（日影規制実施）
11月	○二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議 設置
54年 5月	○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（病院等）
8月	○大気汚染防止法施行規制 一部改正（窒素酸化物第4次規制） ○自動車排出ガス昭和56年規制 告示
55年 1月	○合成洗剤対策推進要綱 策定

年 月	事 項
昭55年 3月	○多奈川第二発電所の建設に伴う公害防止規程に定める燃料使用量及び発電所の利用率に関する協定 締結 ○二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議 二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について報告
4月	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画 策定
5月	○幹線道路の沿道の整備に関する法律 制定 ○燐及びその化合物に係る削減指導方針 策定 ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準 告示
9月	○自動車排出ガスの量の許容限度並びに自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正 (57年度規制) 告示
56年 3月	○自然海浜保全地区条例 制定
4月	○環境影響評価法案国会提出
6月	○大気汚染防止法施行令の一部改正 (窒素酸化物に係る総量規制制度の導入) ○瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画 策定
8月	○直噴式ディーゼル車に対する排ガス及び中型車に対する騒音の58年規制 告示
9月	○大気汚染防止法施行規則の一部改正 (窒素酸化物に係る総量規制基準等の設定)
11月	○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正 (冷凍調理食品製造業等 8 業種を規制対象へ追加等)
57年 2月	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準 (環境庁告示) の一部改正
5月	○大気汚染防止法施行規則の一部改正 (ばいじんの排出基準を改正強化)
6月	○水質テレメータ監視システム中央監視局完成 ○大阪府産業廃棄物処理計画 (昭和57～65年度) 策定
8月	○公害健康被害補償法施行令の一部改正 (介護加算額及び療養手当の額の引上げ)
9月	○大阪府緑化推進本部 設置
10月	○窒素酸化物対策懇話会 設置 ○大阪府公害防止条例の一部改正 (カラオケ騒音等規制追加) ○大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画・総量規制基準及び特別の総量規制基準 告示
11月	○固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針 制定
12月	○大阪府環境総合計画 (STEP2) 策定 ○湖沼の窒素及び燐に係る環境基準 告示
58年 3月	○大阪地域公害防止計画 (第3次) 策定 ○大阪府国土利用計画 策定
8月	○大阪府環境対策推進本部 設置
9月	○窒素酸化物総量規制の実施に伴う窒素酸化物に係るばい煙濃度及び窒素酸化物の量の測定方法に関する告示 ○大気汚染防止法施行規則等の一部改正 ○大型トラック、小型の全輪駆動車及び二輪の軽自動車に対する騒音の60年規制 告示 ○大阪府生活排水対策連絡会設置要綱 制定
59年 2月	○大阪府環境影響評価要綱 制定一部施行 (4月全面施行)
6月	○大阪府環境情報コーナー 設置
	○大気汚染発生源常時監視システム 運用開始
8月	○環境影響評価実施要綱 閣議決定

年 月	事 項
60年3月	○湖沼水質保全特別措置法 施行
6月	○大気汚染防止法施行令一部改正（小型ボイラー規制）
7月	○地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律公布（①公害苦情相談員の必置規則廃止、任意設置化、②都道府県水質審議会を都道府県公害対策審議会に統合）
	○水質汚濁防止法施行令一部改正（水質審議会を都道府県公害対策審議会に統合）
	○窒素酸化物対策連絡会 発足
9月	○大阪国際空港周辺整備機構、福岡空港周辺整備機構と統合、「空港周辺整備機構」として発足
	○自動変速機付ディーゼル乗用車に対する排出ガスの62年規制 告示
61年1月	○水質審議会を公害対策審議会に統合
2月	○関西国際空港環境監視機構 設立
4月	○燐及びその化合物に係る削減指導方針 再策定
	○燐及びその化合物に係る削減指導要綱 制定
5月	○公害健康被害補償法施行令の一部改正（介護加算及び療養手当の額の引上げ）
11月	○関西国際空港環境監視計画の提出
12月	○環境保全長期構想決定
	○水質汚濁防止法施行規則の一部改正（CODに係る総量規制のC値の改正）
62年1月	○中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申
5月	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画告示
	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
6月	○関西国際空港総合環境センター 設立
9月	○大阪府アスベスト対策検討委員会設置
10月	○大気汚染防止法施行令一部改正（ガスタービン、ディーゼル機関規制追加）
11月	○大阪府機構改革
63年3月	○大阪府生活排水対策推進要綱 制定
	○大阪地域公害防止計画（第4次）策定
8月	○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令一部改正（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等追加）
9月	○大阪府生活排水対策推進会議設立
	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正（追加業種に係る総量規制基準の適用日について）告示
平成元年1月	○固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱 制定
3月	○水質汚濁防止法施行令一部改正（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン追加）
	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正（追加業種に係る総量規制基準について）告示
平成2年3月	○環境保全基金の設置
4月	○国際花と緑の博覧会 開催
	○地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱 制定
	○大阪府環境影響評価要綱の一部変更（対象事業にレクリエーション施設及び陸上ヘリポート追加）
	○ノーマイカーデー開始

年 月	事 項
平成2年7月	○環境庁企画調整局に地球環境部を設置
	○大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱 制定
11月	○大気汚染防止法施行令一部改正（ガス機関及びガソリン機関規制追加）
平成3年2月	○大阪府低NOx機器普及促進方針 制定
3月	○悪臭防止法施行令等の一部改正に伴う規制基準等の設定（悪臭4物質追加）
	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正 告示
	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画 告示

(2) 平成3年度

年月日	府 関 係	年月日	国 関 係
平成3年		平成3年	
4.10	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」告示	4.26	「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
4.30	「構及びその化合物に係る削減指導方針」再策定		
5.18	「構及びその化合物に係る削減指導要綱」改定		
5.27	中国上海市から水質保全専門家を受け入れ（～6.5）		
6.1	環境フェア（～6.2）		
6.10	府議会に「地球環境問題調査特別委員会」が発足		
6.19	大阪自動車公害対策推進会議の開催		
7.1	「大阪府地下水水質保全対策要領」策定		
7.26	水質環境モニタリング研修会・観察会開催（～8.2）	7.26	「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定施設として、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設を追加：10.1施行）
		7.30	環境庁「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正
8.5	大阪府自動車窒素酸化物総量規制検討会が自動車排出ガス総量規制に関する検討結果を取りまとめ		
8.6	ごみ減量化・リサイクルキャンペーン（～8.12）		
8.7	「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」設置		
8.29	河内長野市を「生活排水対策重点地域」に指定	8.23	環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示
9.24	「大阪府新環境総合計画」発表		
9.30	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」に関する告示の一部改正」告示	10.5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律」公布
		10.25	「再生資源の利用の促進に関する法律」施行
11.18	近畿ブロック知事会議において「近畿環境宣言」採択		
11.20	中国上海市から研修生を受け入れ（～4.2.28）		
12.10	大阪府水質保全専門家を中国上海市へ派遣（～12.19）	12.25	環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）」告示

年月日	府 関 係	年月日	国 関 係
平成 4 年		平成 4 年	
1. 22	大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）のうち、泉大津沖埋立処分場及び大阪基地で廃棄物の受入開始		
1. 24	府民討論会「くらしのなかのリサイクル」開催		
1. 28	財団法人地球環境センターを設立		
2. 26	「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示	2. 26	中央公害対策審議会、環境庁長官に対し「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」答申
3. 13	「自動車排出ガス対策懇話会」開催		
3. 25	東大阪市、八尾市、柏原市を「生活排水対策重点地域」に指定		
3. 26	「アースイヤー '92」府民シンポジウム開催		
3. 27	「大阪府産業廃棄物管理計画」策定 大阪湾圏域広域処理場整備事業全面開業（堺、泉大津基地で廃棄物の受入開始）		